

諮問番号：令和2年度 諮問第2号

答申番号：令和2年度 答申第3号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 処分庁が請求人に対し、定期訪問や来所面談において、年金証書や通帳の写し等の書類の提出の指導を再三再四にわたって行っていたとする、本件処分（処分庁が令和2年1月10日付け札○保一第8211号により行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用徴収処分をいう。以下同じ。）の通知書の記載は、事実と反する。
- (2) 処分庁が、不正が悪質であるとして、受給した保護費（法第70条第1号イに規定する保護費をいう。以下同じ。）の4割に当たる加算金を徴収する決定をしたことに納得できない。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

処分庁は、請求人に対し、年金を含めたあらゆる収入について届出が必要であることを再三説明していること等から、請求人は、法第61条の規定による届出の義務があることを十分に理解していたものといえる。それにもかかわらず、請求人は、処分庁に対し本件年金（平成30年4月2日に○基金（同年3月までは○基金。以下「本件基金」という。）から請求人名義の○銀行の預金口座（以下「本件口座」という。）に振り込まれた○円の企業年金をいう。以下同じ。）を不正に届け出ず、不正の態様も徴収金の加算措置を適用すべき場合に当たるのであるから、処分庁が行った本件処分は適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

関係書類等により、次の事実が認められる。

- ア 平成 22 年 7 月、請求人が処分庁に法による保護（以下「保護」という。）を申請し、保護が開始されたこと。
- イ 請求人の保護開始に際し、処分庁の補助機関である担当者（以下「担当者」という。）が、請求人に対し「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明を行い、当該「生活保護のしおり」には、収入があったときはすぐに届出をする義務があり、当該収入には年金が含まれる旨記載されていたこと。
- ウ 平成 25 年 1 月、担当者が請求人に対し「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」と題する書面を用いて収入の届出義務について説明し、請求人が収入の届出義務を理解した旨、当該書面に署名したこと。
- エ 平成 26 年 11 月、請求人が担当者に対し企業年金の裁定請求書等が届いたことを報告し、担当者が請求人に対し受給開始の挙証書類が届き次第、処分庁に提出するよう指導したこと。
- オ 平成 27 年から平成 31 年までの毎年 3 月下旬に、処分庁が、請求人に対し年金等の収入があったときは必ず届出をする義務がある旨記載された「生活保護のしおり」(ダイジェスト)を送付したこと。
- カ 平成 27 年 6 月、担当者が請求人に対し、必ず企業年金の裁定請求を行い、振込通知書が届き次第、速やかに処分庁に届け出るよう指導したこと。
- キ 平成 27 年 8 月、担当者は、企業年金の裁定請求を行うよう指導するとともに、遡及して支給された企業年金に相当する保護費については返還の対象となるため、入金された際はすぐに申告するよう指導したこと。
- ク 平成 27 年 11 月から平成 29 年 12 月までにかけて、担当者が、請求人との面談の都度、企業年金の裁定請求を行うよう指導したこと。
- ケ 平成 29 年 12 月、請求人が担当者に対し企業年金の裁定請求の書類を揃えたため郵送にて請求を行うことを報告し、担当者が請求人に対し本件基金から裁定後の書面等の送付があった際には遅滞なく処分庁に報告するよう指導したこと。
- コ 平成 30 年 4 月、請求人が担当者に対し同年 3 月中旬から下旬までの間に企

業年金の裁定請求を行ったことを報告し、担当者が請求人に対し裁定結果が届いた際には遅滞なく処分庁に報告するよう指導したこと。

サ 平成30年4月から同年11月までの間に3回、請求人は処分庁に「収入（無収入）申告書」を提出したが、当該申告書には本件年金に係る収入についての記載がなかったこと。

シ 平成30年8月、請求人は処分庁に対し「資産申告書」を提出したが、当該申告書の「預貯金」の欄には保護費の受取口座のみが記載されており、本件口座に係る記載がなかったこと。また、担当者が請求人に対し、企業年金の証書が届いた際には速やかに処分庁に連絡するよう指導するとともに、請求人が企業年金の受取口座としているとする保護費の受取口座の通帳の写しを提出するよう指導したこと。

ス 平成30年11月、担当者が請求人に対し、保護費の受取口座の通帳の写しの提出を求めたところ請求人は通帳を紛失した旨述べたため、法第29条第1項の規定に基づく報告の求めを行う旨を伝えたところ、請求人から、自分で通帳の写しを提出するので当該報告の求めを行うのは待ってほしい旨の申立てがあったこと。

セ 平成31年3月、請求人が処分庁に「資産申告書」を提出したが、当該申告書には本件口座に係る記載がなかったこと。

ソ 令和元年10月、担当者及び担当者的上司である査察指導員（以下「担当者ら」という。）が請求人に対し、処分庁に届け出していない預貯金口座及び企業年金がないか尋ねたが、当初これを否定したこと。その後、担当者らが調査の結果、本件口座及び本件年金を確認している旨伝えたところ、これらを認めたこと。

タ 令和元年12月、処分庁がケース診断会議を開催し、本件処分を行う等の結論を得たこと。

チ 令和2年1月10日、処分庁が本件処分を行ったこと。

ツ 令和2年1月16日、請求人が本件処分に係る審査請求を行ったこと。

(2) 判断

ア 請求人は正に不正受給の意図を持って、消極的に事実を故意に隠蔽したものと認められることから、本件年金について法第78条第1項の規定を適用した

処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ 不正が悪質であると認定した処分庁の判断は社会通念上相当であり、処分庁の調査に対する請求人の態度は協力的なものではなかったと認められ、不正受給期間は長期にわたるものといえることから、処分庁が、ケース診断会議における総合的検討を経て、本件処分に加算措置(法第78条第1項の規定により、不正に受給した保護費として徴収する額に加えて、当該徴収する額に100分の40を乗じて得た金額以下の金額を併せて徴収する措置をいう。以下同じ。)を適用することとした判断に違法又は不当な点は見当たらない。

ウ 請求人は、処分庁が本件年金の届出に係る指導を再三再四にわたって行っていた事実はない旨主張するが、前記のとおり、請求人が処分庁による指導を繰り返し受け、実際に支給された企業年金のうち一部については、自ら処分庁に届け出ている事実が確認されることから、請求人の主張を採用することはできない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

2月7日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
3月6日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
4月1日	審査庁が、前記審理員のうち1名の指名を取り消し、新たな審理員1名を指名し、その旨を審理関係人に通知
5月22日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
5月29日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年）

6月25日	審査庁が、本審査会に諮問
7月29日	第1回調査審議（令和2年度第3回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」（同通知Ⅳ4(1)）とされているほか、不正受給として同項の規定によることが妥当であると考えられる具体的な状況として、①届出又は申告に口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき（同(2)ウ(7)）、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき（同(1)）、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき（同ウ）、④保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき（同エ）が例示されている。

また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、加算措置を適用することが妥当であると考えられる場合として、①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき（同通知4①）、②過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき（同②）、③不正受給期間が長期にわたるものであるとき（同③）が例示されており、加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要があるとされている。

そこで、本件について見ると、処分庁が請求人に対し、年金を含む収入の届出の義務があること、支給される保護費は収入に応じるものであること及び各種届出をせず

に保護費を多く受け取った場合は当該保護費を返還しなければならないことについて再三にわたり周知していたことが認められ、請求人は収入の届出義務について理解したとする文書に署名しているほか、企業年金が支給された場合等には処分庁に届け出るよう何度も指導されていることが認められる。

しかしながら、請求人は、処分庁に提出した「収入（無収入）申告書」に本件年金を記載しなかったのみならず、本件年金の受取口座として本件口座を指定し、本件口座において親族への仕送り等を含めた取引を継続的に行うなど、本件口座の存在を当然把握していたにもかかわらず、平成30年8月及び平成31年3月に処分庁に提出した「資産申告書」に本件口座を記載しなかったことが認められる。また、担当者らからの本件年金に係る質問に対しても事実と異なる説明を行った上、担当者らが本件年金及び本件口座を確認している旨伝えたところ、いつかは処分庁にばれると思っていたから言わなくてよいと思った旨発言したことが認められる。

なお、請求人は、定期訪問や来所面談において年金証書や通帳の写し等の書類の提出の指導を再三再四にわたって行っていたとする本件処分の通知書の記載は事実と反すると主張しているが、前記第3の1(1)エ、カ、ケ、コ及びシのとおり請求人に対し指導を行い、同キのとおり入金された際の申告について指導を行っているほか、本件年金については継続的に指導が行われていることが認められるところであり、本件処分に係る通知書の記載が事実と反すると認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、請求人が本件年金について届け出なければならないことを認識していたにもかかわらず、故意に届出を怠ったものであり、これは、本件年金について届け出た場合にはその分の保護費が支給されず、又は既に支給された保護費を返還しなければならないことを認識し、これを避けるためにあえて事実を届け出ず、虚偽の内容で届出を行ったものと評価されるものであり、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、本件年金について同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

次に、請求人は、本件処分において、不正が悪質であるとして受給した保護費の4割に当たる加算金を徴収する決定をしたことに納得できない旨主張している。

この点、前記のとおり「収入（無収入）申告書」及び「資産申告書」に本件年金及び本件口座に係る記載を行わなかったことは、意図的に虚偽の記載を行ったものと評価されるものである。

また、本件年金の受取口座を本件口座としながら、本件口座以外の口座を本件年金の受取口座としている旨の虚偽の説明を行うとともに、本件年金の受取後に本件口座について故意に記載しない「資産申告書」を処分庁に複数回提出したことは、本件年金が入金されていることについて処分庁への発覚を意図的に遅らせようとしたものと評価すべきである。

さらに、請求人は、処分庁が企業年金の受取口座について調査を行う方針を伝えたところ、自分で通帳の写しを提出するので調査を行うのを待ってほしい旨申し立て、処分庁の調査を避けようとしたことが認められる。

これら請求人の言動等の結果、請求人は、処分庁から本件年金について何度も確認されていたにもかかわらず、実際に本件年金を受け取ってからこれを請求人が認めるまでの1年6か月もの長期間、否認し続けていたことが認められる。

これらの事情を踏まえると、ケース診断会議における総合的検討を行った上で、不正が悪質であるとして本件処分に加算措置を適用することとした処分庁の判断に社会通念上不合理な点は認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	林賢一
委員	片桐由喜